

長久手~~市~~地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 長久手~~市~~地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通活性化再生法第5条の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから~~市~~長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 愛知警察署長又はその指名する者
- (7) 愛知県地域振興部交通対策課長又はその指名する者
- (8) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
- (9) 長久手~~市~~長又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長及び監事は委員のうちから会長

が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限を委任した場合は、当該代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

4 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関し必要な事項は別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。